

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和4年3月25日（金） 8：14～8：30

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：金子 恭之 国務大臣（総務大臣）
古川 禎久 国務大臣（法務大臣）
林 芳正 国務大臣（外務大臣）
鈴木 俊一 国務大臣（財務大臣、内閣府特命担当大臣）
末松 信介 国務大臣（文部科学大臣）
後藤 茂之 国務大臣（厚生労働大臣）
金子 原二郎 国務大臣（農林水産大臣）
斉藤 鉄夫 国務大臣（国土交通大臣）
山口 壯 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）
岸 信夫 国務大臣（防衛大臣）
松野 博一 国務大臣（内閣官房長官）
牧島 かれん 国務大臣（デジタル大臣、内閣府特命担当大臣）
西 銘 恒三郎 国務大臣（復興大臣、内閣府特命担当大臣）
二之湯 智 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）
野田 聖子 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
山際 大志郎 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
小林 鷹之 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
堀内 詔子 国務大臣（東京オリンピック・パラリンピック担当大臣）
欠席者：岸田 文雄 内閣総理大臣
萩生田 光一 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）
若宮 健嗣 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
陪席者：木原 誠二 内閣官房副長官
栗生 俊一 内閣官房副長官
近藤 正春 内閣法制局長官
欠席者：磯崎 仁彦 内閣官房副長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件	11件
○国会提出案件	3件
○公布（条約）	1件
○公布（法律）	10件
○政令	13件
○人事	5件
○報告	2件

いずれも、案件表のとおり、決定、了解等となった。

議事内容：

○松野国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、木原副長官から御説明申し上げます。

○木原内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、「ギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更」について、御決定をお願いいたします。本件は、同対策基本法に基づき変更するものであります。

次に、「日・スウェーデン社会保障協定」の締結及び公布について、御決定をお願いいたします。本協定は、令和2年の通常国会で承認を得たものであります。

次に、「令和4年度予算執行に関する手続等」について、御決定をお願いいたします。本件は、会計法に基づき定めるものであります。

次に、予備費の使用について、御決定をお願いいたします。本件は、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンや治療薬の確保等に必要な経費として、約1兆4,529億円を、ウクライナからの避難民に対する支援に必要な経費として、約5億円をそれぞれ使用するものであります。

次に、「第3次学校安全の推進に関する計画」について、御決定をお願いいたします。本件は、学校保健安全法に基づき、策定するものであります。

次に、「成年後見制度利用促進基本計画の変更」について、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、厚生労働大臣から御発言があります。

次に、「水産基本計画の変更」及び「漁港漁場整備長期計画」について、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、農林水産大臣から御発言があります。

次に、「ロシア連邦関係者に対する資産凍結等の措置等」について、御了解をお願いいたします。本件につきましては、後程、外務大臣から御発言があります。

次に、恩赦1件について、御決定をお願いいたします。刑の執行の免除を行うものであります。

次に、「地方財政の状況」について、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、総務大臣から御発言があります。

次に、質問主意書に対する答弁書2件について、お手元の資料のとおり、御決定をお願いいたします。

次に、法律の公布について、御決定をお願いいたします。「地方税法等の一部改正法」外2件が、22日の参議院本会議において、可決成立したものであります。

次に、政令9件について、御決定をお願いいたします。まず、「国家公務員法等の一部改正法等」及び「地方公務員法の一部改正法」の施行に伴う関係整備等2政令は、所要の形式的な変更等を行うものであります。

次に、「医師法施行令の一部改正令」は、臨床実習において行うことのできない医業について定めるものであります。

次に、「東日本大震災に対処するための震災財特法の農林水産省関係規定の施行等に関する政令及び同震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部改正令」は、農林水産業者に対する金融上の特例措置の適用期間を令和

5年3月31日まで延長するものであります。

次に、「経済産業省、環境省及び防衛省の組織令等」の各一部改正令は、令和4年度の機構・定員査定結果等を踏まえ、所要の改正を行うものであります。

次に、「環境配慮促進法第2条第4項の法人を定める政令の一部改正令」は、特定事業者の範囲を見直すものであります。

次に、「公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部改正令」は、療養手当額等を改定するものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、横浜地方裁判所長團藤丈士を名古屋高等裁判所長官に任命することについて、御決定をお願いいたします。

次に、財務省大臣官房参事官緒方健太郎外1名に、米州開発銀行総務会第62回年次会合臨時総務代理たる日本政府代表代理を命ずること等について、御決定をお願いいたします。

次に、裁判官人事といたしまして、判事兼簡易裁判所判事に任命するもの外4件について、御決定をお願いいたします。

次に、上原章外623名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

次に、令和3年度第3・四半期における一般職の国家公務員等及び自衛隊員の再就職状況の報告があります。本件は、国家公務員法及び自衛隊法に基づき、管理職職員であった者等からの再就職に関する届出事項について内閣に報告するものであります。

次に、準備のための案件といたしまして、年度内に公布を要する法律及びその関連政令について、あらかじめ御決定をお願いいたします。これらは、当該法律の成立を条件に、決定するもので、それまでの間不公表扱いとなりますので、御了承をお願いいたします。まず、「関税込率法等の一部改正法」外6件の法律は、近く参議院本会議において、可決成立する予定であります。

次に、政令4件について、御決定をお願いいたします。まず、「警察庁組織令の一部改正令」は、サイバー警察局の所掌事務等を定めるものであります。

次に、「関税込率法等の一部改正法の施行に伴う関係整備等政令」は、令和4年度の関税割当数量の設定等を行うものであります。

次に、「土地改良法施行令及び後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令の一部改正令」は、緊急的な土地改良事業に係る要件等を定めるものであります。

次に、「国土交通省組織令及び国土審議会令の一部改正令」は、特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部改正等に伴い、所要の規定を整備するものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。警察庁人事といたしまして、サイバー警察局長に情報通信局長河原淳平を充てることを承認することについて、御決定をお願いいたします。

○松野国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、財務大臣。

○鈴木国務大臣：令和4年度予算につきましては、3月22日に成立致しました。こ

ここに改めて各位の御協力に対し感謝申し上げます。この機会に予算の実施につきまして、一言申し上げます。令和4年度予算は、令和3年度補正予算と一体として、新型コロナウイルス対策に万全を期しつつ、「成長と分配の好循環」による「新しい資本主義」の実現を図るための予算です。各大臣におかれましては、本予算に盛り込まれた施策を、迅速かつ適切に実行していただきますようお願いいたします。その際、地方自治体や関係機関の執行につきましても、迅速かつ適切な執行が図られるよう、その意見を聴きながら対応を宜しくお取り計らい願います。

○松野国務大臣：次に、厚生労働大臣から2件御発言がございます。

○後藤国務大臣：まず、「成年後見制度利用促進基本計画」は、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が定めるものです。現行の計画の対象期間が令和3年度までとなっていることから、令和4年度以降も施策の推進を図るため、成年後見制度利用促進会議での議論等を踏まえ、第2期成年後見制度利用促進基本計画案を策定しました。本計画は、「制度の見直しに向けた検討と権利擁護支援策の総合的な充実」、「制度の運用の改善」、「後見人への適切な報酬の付与」、「地域連携ネットワークづくり」等を推進するための関係施策を盛り込んでおります。今後も、関係省庁及び裁判所と連携して、これらの施策を着実に推進してまいります。閣僚の皆様におかれましては、引き続き、本計画に沿った関係施策の推進への御協力をお願い申し上げます。

次に、独立行政法人労働政策研究・研修機構をはじめ3法人の長について、別紙のとおり任命いたしましたので、御了解願います。

○松野国務大臣：次に、農林水産大臣。

○金子（原）国務大臣：水産基本計画は、水産基本法に基づき政府が策定するものであり、おおむね5年ごとに変更することとされております。今回の新たな基本計画においては、これまでの水産改革の成果、地球規模の環境変動や社会・経済の変化など水産業をめぐる状況の変化等も考慮し、

（1）海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施

（2）増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現

（3）地域を支える漁村の活性化の推進

の3本の柱を位置付け、今後の水産政策の展開方向と、水産物の自給率の目標を明らかにしております。また、新たな漁港漁場整備長期計画は、漁港漁場整備法に基づき、令和8年度までの5年間の漁港漁場整備事業の実施の目標及び事業量を定めるものであります。今回の長期計画においては、水産業の成長産業化、持続可能な漁業生産の確保及び漁村の魅力と所得の向上を図ることに重点を置いております。水産政策の推進に当たりましては、農林水産省のみならず、政府一体となって取り組む必要があると考えております。関係閣僚の皆様におかれましては、これまで同様、格段の御協力をお願いいたします。

○松野国務大臣：次に、外務大臣から2件御発言がございます。

○林国務大臣：まず、ロシア連邦によるウクライナ侵略を受け、ウクライナをめぐる

問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿い、①ロシア連邦関係者に対する資産凍結等の措置、②ロシア連邦の特定団体への輸出等に係る禁止措置、③ロシア連邦への奢侈品の輸出禁止措置を追加的に実施することにつき、御了解願います。

次に、3月31日に任期満了となる独立行政法人国際協力機構及び独立行政法人国際交流基金の理事長につきまして、別紙のとおり任命いたしたいので、御了解願います。

○松野国務大臣：次に、総務大臣から2件御発言がございます。

○金子（恭）国務大臣：まず、令和4年版の「地方財政の状況」は、令和2年度の地方公共団体の決算等を内容としております。地方公共団体の普通会計の決算額は、歳入が130兆円、歳出が125.5兆円となっております。歳入については、地方税、地方譲与税が減少した一方、新型コロナウイルス感染症対策に係る国庫支出金が増加したこと等により、前年度より26.8兆円の増となっております。また、歳出については、公債費が減少した一方、新型コロナウイルス感染症対策に係る補助費等が増加したこと等により、前年度より25.8兆円の増となっております。地方公共団体の財政は、その硬直性を示す経常収支比率や、地方債等の借入金残高が高い水準で推移するなど、引き続き厳しい状況となっております。令和4年度においても、地方公共団体が、地域社会のデジタル化や公共施設の脱炭素化の取組等の推進、消防・防災力の一層の強化等の重要課題に取り組みつつ、社会保障関係費が増加する中で、安定的に財政運営を行うことができるよう、必要な取組を推進してまいりたいと考えております。

次に、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構の理事長につきまして、別紙のとおり任命いたしたいので、御了解願います。

○松野国務大臣：次に、文部科学大臣から2件御発言がございます。

○末松国務大臣：まず、本日、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、第3期スポーツ基本計画を策定しました。本計画は、令和4年度から令和8年度までの5年間を対象期間としています。計画では、東京オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーを継承するとともに、今後のスポーツ活動の推進に向けた3つの視点、①「つくる／はぐくむ」、②「あつまり、ともに、つながる」、③「誰もがアクセスできる」を踏まえ、誰もがスポーツに親しみ、スポーツの力で活力ある社会の構築を目指すこととしています。今後、文部科学省としては、本計画に盛り込まれた施策の着実な推進に努めてまいります。スポーツ立国の実現のため、関係府省庁におかれても、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、独立行政法人大学入試センターをはじめ8の独立行政法人の長、国立大学法人旭川医科大学をはじめ16の国立大学法人の長及び大学共同利用機関法人人間文化研究機構をはじめ2の大学共同利用機関法人の長につきまして、別紙のとおり任命いたしたいので、御了解願います。

○松野国務大臣：次に、法務大臣。

○古川国務大臣：日本司法支援センター理事長板東久美子は、3月31日付けで任期

満了となりますが、その後任として同センター理事丸島俊介を4月1日付けで任命いたしたいので、御了解願います。

○松野国務大臣：次に、国土交通大臣。

○斉藤国務大臣：国立研究開発法人土木研究所外4法人の長につきまして、別紙のとおり任命いたしたいので、御了解願います。

○松野国務大臣：次に、防衛大臣。

○岸国務大臣：独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構理事長中村範明は、3月31日付けで任期満了となりますが、その後任に廣瀬行成を4月1日付けで任命いたしたいので、御了解願います。

○松野国務大臣：次に、私から海外出張不在中の臨時代理について、申し上げます。岸田総理は、海外出張いたしておりますが、その出張不在中、私が、内閣総理大臣の臨時代理に指定されておりますので、御了知願います。

これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

財務大臣から御発言がございます。

○鈴木国務大臣：先程の閣議で、令和4年度予算の迅速かつ適切な執行についてお願いしたところです。財務省におきましては、予算が効率的・効果的に執行されているかを調査し、その結果を予算編成等に活用する予算執行調査を行っており、この度、令和4年度においては計39件の調査を実施することといたしました。調査の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の状況等を勘案しつつ進めてまいりますので、閣僚各位におかれましては、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

○松野国務大臣：ほかに御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣議案件 〔 令和4年 〕 (金)
3月25日

◎一般案件

資料あり

- ギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更について(決定) (内閣官房)
- 〃 ○社会保障に関する日本国とスウェーデン王国との間の協定の効力発生のための外交上の公文の交換について(決定) (外務省)
- 〃 ○令和4年度予算執行に関する手続等について(決定) (財務省)
- 〃 ○令和3年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用(5件)について(決定) (同上)
- 〃 ○令和3年度一般会計予備費使用について(決定) (同上)
- 〃 ○第3次学校安全の推進に関する計画について(決定) (文部科学省)
- 〃 ○成年後見制度利用促進基本計画の変更について(決定) (厚生労働・総務・法務省)
- 〃 ○水産基本計画の変更について(決定) (農林水産省)
- 〃 ○漁港漁場整備長期計画について(決定) (同上)
- 〃 ○ロシア連邦関係者に対する資産凍結等の措置等について(了解) (外務・財務・経済産業省)
- 資料なし ☆恩赦について(決定) (内閣官房)

◎国会提出案件

資料あり

- 「地方財政の状況」について(決定) (総務省)
- 〃 ○ { 1. 衆議院議員伊藤俊輔(立民)提出副大臣、大臣政務官、総理補佐官の資格要件に関する質問に対する答弁書について(決定) (内閣官房)

1. 参議院議員浜田聡（みん）提出在日ウクライナ大使館が募集した義勇兵と刑法第93条に関する質問に対する答弁書について（決定）
（法務省）

◎公布（条約）

資料
資なし

- ☆ 社会保障に関する日本国とスウェーデン王国との間の協定（決定）
（外務省）

◎公布（法律）

資料
資なし

- ☆ {
1. 地方税法等の一部を改正する法律（決定）
 1. 地方交付税法等の一部を改正する法律（決定）
 1. 所得税法等の一部を改正する法律（決定）

◎政令

資料
資あり

- 国家公務員法等の一部を改正する法律及び国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（決定）
（内閣官房）
- 〃 ○ 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（決定）
（総務省）
- 〃 ○ 医師法施行令の一部を改正する政令（決定）
（厚生労働省）
- 〃 ○ 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令及び東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部を改正する政令（決定）
（農林水産・財務省）
- 〃 ○ 経済産業省組織令の一部を改正する政令（決定）
（経済産業省）

- 資料あり
資あり
- 環境省組織令の一部を改正する政令（決定）
（環境省）
 - 〃 ○防衛省組織令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）
（防衛省）
 - 〃 ○環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第2条第4項の法人を定める政令の一部を改正する政令（決定）
（環境省）
 - 〃 ○公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）
（環境・財務省）

◎人 事

- 資料あり
資あり
- 判事團藤丈士を高等裁判所長官に任命することについて（決定）
 - 〃 ○財務省大臣官房参事官緒方健太郎外1名に米州開発銀行総務会第62回年次会合臨時総務代理たる日本政府代表代理を命ずること等について（決定）

- 資料なし
資なし
- ☆林俊之外76名を判事兼簡易裁判所判事等に任命し、判事補野口奈央を願に依り免ずることについて（決定）

- 資料あり
資あり
- ☆金沢大学名誉教授上原章外623名の叙位又は叙勲について（決定）

◎報 告

- 資料あり
資あり
- ☆国家公務員法第106条の25第1項等の規定に基づく報告について
（内閣官房）
 - 〃 ☆自衛隊法第65条の11第5項の規定に基づく報告について
（防衛省）

[○署名あり ☆署名なし]

準備のため

〔令和4年〕
3月25日 (金)

◎公布（法律）

資料なし

☆

- 1. 警察法の一部を改正する法律（決定）
- 1. 関税定率法等の一部を改正する法律（決定）
- 1. 国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律（決定）
- 1. 土地改良法の一部を改正する法律（決定）
- 1. 特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律（決定）
- 1. 津波対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（決定）
- 1. 豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律（決定）

◎政令

資料あり

- 警察庁組織令の一部を改正する政令（決定）
(警察庁)
- 〃 ○関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（決定）
(財務・農林水産・経済産業省)
- 〃 ○土地改良法施行令及び後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）
(農林水産・財務省)
- 〃 ○国土交通省組織令及び国土審議会令の一部を改正する政令（決定）
(国土交通省)

◎人事

資料あり

- 各府省幹部職員の任免につき、内閣の承認を得ることについて（決定）

[○署名あり ☆署名なし]